

一般財団法人井内アジア留学生記念財団奨学金 納付事務取扱要領

「介護福祉士養成留学生奨学金」

(趣旨)

第1条. 一般財団法人井内アジア留学生記念財団奨学金納付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、一般財団法人井内アジア留学生記念財団（以下「財団」という。）奨学金募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく財団奨学金（以下「奨学金」という。）の事務処理に関し必要な事項を定める。

(奨学金の給付決定)

第2条. 奨学金の給付決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、「決定通知書」を申込短期大学を通じて受領する。

(奨学金の受給手続き)

第3条. 奨学生は短期大学の入学手続きを完了したら、「誓約書」（第1号様式）、学生証（写）、日本国内の金融機関に開設した奨学生名義の預金口座通帳（写）を短期大学経由で財団へ提出する。

従って、短期大学へ直接振込する学費（入学金や授業料等）が給付対象の場合には、渡日（日本国内に居住）していることが大前提であり、渡日前でれば、給付対象とはならない。

財団は、これらの提出された書類を確認することにより、奨学金の給付手続準備を開始する。

前述の書類が財団に提出されない限り、給付に関する「決定通知書」は発行しない。

2. 前項の規定にかかわらず財団は、奨学生が募集要項「1.応募資格」を満たすことができないと判断するときは、当該給付決定に基づく奨学金の給付決定を取り消すことがある。

(奨学金の給付額等)

第4条. 奨学金の給付額は、給付決定通知書に記載の金額とする。給付の方法は、原則、春入学は前期分として5月15日までに、後期分として9月15日までに前期・後期ごとに財団から大学へ振込みする。

ただし、財団は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

2. 短期大学は、奨学金を前条で奨学生が開設する金融機関の口座へ月毎に在籍確認のうえ振込みする。

3. 奨学金の振込みを受けた奨学生は、直ちに「奨学金受領書」（第2号様式）を大学経由で財団へ提出しなければならない。

(奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活)

第5条. 前条の規定にかかわらず奨学生が、募集要項「7. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活」、「8.奨学金の打切り」、「9.転・退学」に該当するときは、財団へ報告し、奨学生への振込みをしてはならない。

2. なお、募集要項「7. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活」の理由が解消した場合は、復活もあり得る。

(奨学生の返納)

第6条. 奨学生が、特別の理由がない限り、1週間以上の長期にわたって日本を不在にした当該月の奨学生は、給付しないが、既に給付した奨学生の全部又は一部は返納させなければならない。

なお、短期大学は、返納を受けた奨学生または給付しなかった奨学生を、毎年2月20日までに財団へ送金することとする。

2. 前項にかかわらず、財団は、返納された給付金と同額を、短期大学へ送金する金額から控除して相殺することができるものとする。

(連絡先の届出)

第7条. 本取扱要領に定める事務取扱窓口を「連絡先届出書」(第3号様式)に定め財団と短期大学双方が保有する。連絡先届出書の記載内容に変更ある場合は、速やかに記載内容を変更した連絡先届出書を相手方へ送付する。

(報告)

第8条. 短期大学は、奨学生の成績状況について、財団へ報告するものとする。

(募集要項「12.修学状況の提出」を参照のこと)

(その他)

第9条. 本取扱要領について定めのない事項が生じた場合、財団と短期大学は誠意をもって協議し、解決することとする

附則

(施行期日)

本取扱要領は、2022年10月1日から施行する。